

## 金融資産の分類・測定要件としての、 キャッシュ・フロー特性及び事業モデルの検討

### 検討の目的

1. 本ペーパーでは、金融資産の分類及び測定に関して、検討状況の整理（以下「DP2」という。）で提案する基本的なモデルの概要を再確認するとともに、今後の方向性を検討する。

### DP2 における提案

2. DP2 では、IFRS 第 9 号の取扱いを基礎とした場合に問題となる事項を検討するアプローチを採用している。これは、IASB において、当委員会からのコメントも含む様々な意見が検討され、IFRS 第 9 号が確定した経緯を考慮したこと、また、IFRS 第 9 号の分類モデルは、原則として 2 区分が採用されるなど、従来 of 分類モデルと比較して簡素化が図られていることなどを考慮したものである。
3. DP2 は、金融資産の分類及び測定に関する IFRS 第 9 号の基本的なモデルの長所を認め、それを基礎とした提案を行っている。すなわち、金融資産の当初認識後の測定を公正価値（評価差額は純損益）又は償却原価に分類する提案を行っている。

15. 金融資産は、当初認識後の測定により、原則として、次のとおり分類することが考えられる。すなわち、次の両方の要件を満たす場合に、当初認識後、償却原価で測定するものとして分類する。それ以外の場合は、公正価値で測定するものとして分類する。

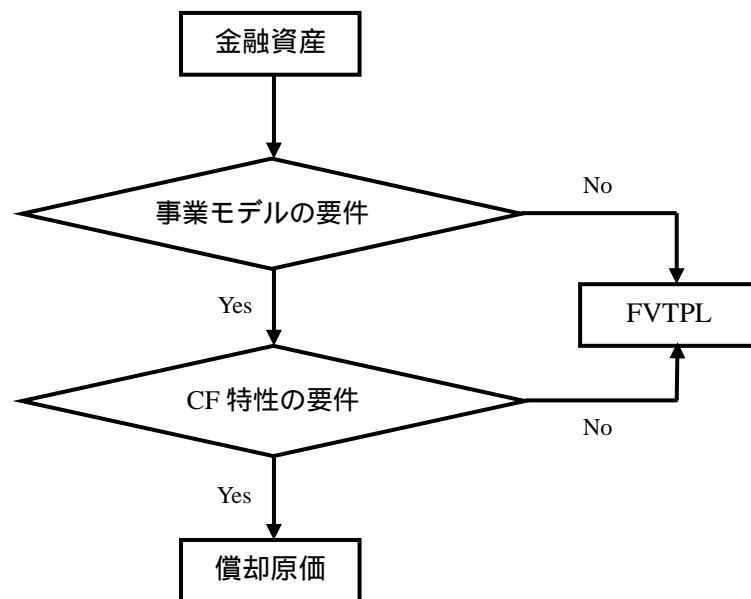
- (1) 契約キャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的を有する事業モデルに基づいて、資産が保有されている（金融資産を管理する事業モデルの要件）
- (2) 金融資産の契約条件により特定の日キャッシュ・フローが生じ、そのキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払に限られる（金融資産の契約キャッシュ・フロー特性の要件）（15 項）

16. 前項(2)の利息は、特定期間における元本残高に関する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価となるものとして考えられる。

（中略）

30. 公正価値で測定するものとして分類する金融資産の評価差額は純損益で認識することが考えられる。ただし、株式への投資に関しては、公正価値の変動により利益を得ることを目的とする（売買目的）場合を除き、評価差額をその他の包括利益で認識するとの指定を許容することが考えられる。この場合の指定は、当初認識時に行い、その後、取消不能とすることが考えられる。

**金融資産の分類決定フロー（DP2、IFRS9）**



4. 上記のように、金融資産を管理する事業モデルと契約キャッシュ・フロー特性の両要件を満たした場合に、償却原価で測定するものとして分類される。
5. 金融資産を管理する事業モデルの要件は、企業の事業モデルが契約キャッシュ・フローの回収を目的として資産を保有することを要求する。この事業モデルの要件は、実際のキャッシュ・フローが、主に契約キャッシュ・フローの回収から生じる可能性が高いかどうかを判断するものであり、それを通じて、（公正価値ではなく）契約キャッシュ・フローを測定の基礎とすべきか否かを確かめている。
6. また、契約キャッシュ・フロー特性の要件は、契約条件によって、元本及び元本残高の利息の支払に限られるキャッシュ・フローが特定の日に生じることを要求する。償却原価で測定される金融商品に対しては、実効金利法を用いて関連する期間に利息収益又は利息費用が割り当てられるが、このような関連期間への利息収益の割当ては、利息が貨幣の時間価値及び金融資産の発行者や金融資産自体に付随する信用リスクへ

の対価を表す場合に適切と考えられる。契約キャッシュ・フローの特性の要件は、実効金利法が適切となる商品の範囲を金融商品の契約条件から定める役割を担っている。

7. いずれかの要件を満たさない場合は、金融資産は、公正価値（評価差額は純損益）で測定するものとして分類される。

#### DP2 における提案に対するコメント

8. 金融資産の分類及び測定の基本的モデルに関する前述の提案に対して、特段のコメントはなかった（Appendix 1 参照）。
9. なお、基本的モデルに照らした場合、「公正価値（売買目的有価証券）」と「償却原価（満期保有目的の債券）」の中間的な性格を有する「その他有価証券」に分類されている株式以外の金融資産の多くが、「公正価値」に分類されることとなり、公正価値変動を純利益に反映する資産が拡大することになることで、売買目的以外で保有する金融資産の公正価値変動を本業の収益に反映することになり、財務諸表の利用者に有用な情報を提供しないので、株式に限らず債券や投資信託等に、幅広く OCI オプションを選択可能とすべきとのコメントもあった。

#### 企業会計基準委員会でのコメント紹介時の発言

10. 第 224 回企業会計基準委員会（5 月 19 日開催）では、主として IFRS 第 9 号を基礎として検討を進めていくアプローチに関して、以下のようなコメントがあった。
  - (a) 検討状況の整理公表以降、IFRS 第 9 号を巡る状況は大きく変わってきており、ASBJ としても EFRAG と共同で、あるいは、AOSSG も通じて、金融商品会計のあり方について仕切り直して議論していけばよく、現在の IFRS 第 9 号を出発点くらいに柔らかいものと捉えてよいのではないかと。
  - (b) IFRS 第 9 号がファイナルになったという重みを踏まえて IFRS 第 9 号を題材とすることに異論はないが、今後、改訂の可能性に目配りしつつ検討を進めていくことになるのではないかと。
  - (c) IFRS 第 9 号を取り巻く、状況が変化していることは認識すべきであり、また、検討状況の整理へのコメントも割れているので、国際的な動向の様子を見つつ進めることが適切であり、検討状況の整理へのコメントを十分に研究したうえで、IFRS 第 9 号を基礎として、議論を続けていけばよいのではないかと。

11. 事務局も、これらの意見に賛同し、IFRS 第 9 号の国際的な動向に配慮しつつ、IFRS 第 9 号を題材としながら、我が国の金融資産の分類及び測定のあるり方を検討していきたい旨の説明を行った。

### 現行基準の取扱い<sup>1</sup>

12. 我が国の現行の会計基準では、法的形態をベースに債権と有価証券とで取扱いを分け、有価証券について保有目的に応じた分類（売買目的、満期保有目的、その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式）を設けている。

| 金融資産の種類 |           | 貸借対照表価額  |
|---------|-----------|--|
|         | 債権        | 取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額としなければならない。  |
| 有価証券    | 売買目的有価証券  | 公正価値をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。   |
|         | 満期保有目的の債券 | 取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。  |
|         | その他有価証券   | 公正価値をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。<br>(1) 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。<br>(2) 公正価値が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、公正価値が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。<br>なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。 |

<sup>1</sup> 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」

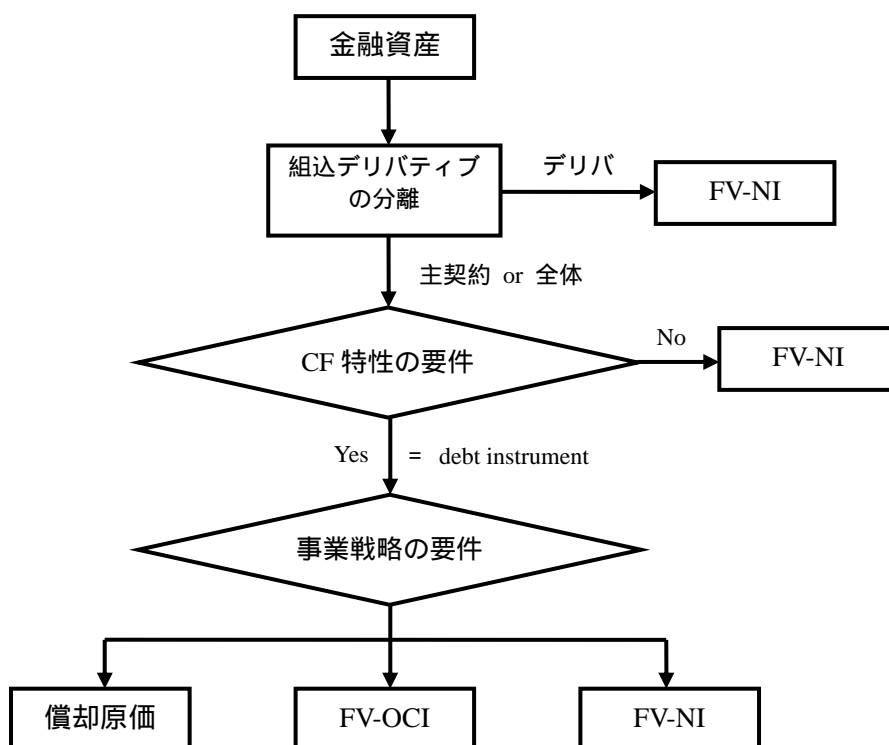
**IFRS での取扱い**

13. IFRS 第 9 号における取扱いは、3 項と同様である。
14. IASB は、IFRS 第 9 号が次の点から、財務諸表利用者の理解向上と IAS 第 39 号の複雑性低減に寄与するとしている。
- (1) 分類の数を減少させ、償却原価と公正価値のいずれで測定するかについて明確な論拠を定めている。
  - (2) 数々の分類に付随する異なる減損方法を単一にしている。
  - (3) 企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価する際に目的適格的で有用な情報を提供できるように、金融資産の測定属性を、企業がその金融資産を管理する方法（事業モデル）及び契約キャッシュ・フロー特性と一致させている。

**FASB における検討状況**

15. FASB では、2010 年 5 月に公表した公開草案に対するコメント受領後、分類及び測定モデルの再検討を続けており、現在、次のようなフローによる分類・測定モデルを暫定決定（8 月 3 日時点）している（詳細は Appendix 2 を参照）。

**金融資産の分類決定フロー（FASB 暫定決定）**



16. FASB の暫定決定は、金融商品の分類と測定は、金融商品の特性と企業の事業戦略の両方に基づいて決定されるとしており、金融資産を管理する事業モデルとキャッシュ・フロー特性の 2 要件を考慮する DP2 と同じ構造をしている。
17. 一方で、FASB の暫定決定は、まず、組込デリバティブを従来の要件に基づいて分離することから出発しており、現行通り、主契約が金融資産の場合と金融負債の場合で対称的に取り扱っている。また、金融商品の特性の要件について、当初、債務者に移転された金額が実質的に債権者に返還されることに焦点を当てており、DP2 の提案と異なり、利息の特徴について言及がない。
18. また、FASB の暫定決定は、企業の事業戦略を考慮して 3 つの区分(償却原価、FV-OCI、FV-NI)を設けており、DP2 が、償却原価と公正価値の 2 区分であることと異なっている。また、FASB の暫定決定では、償却原価の範囲が顧客に対する貸付活動や顧客からの借入活動からの商品を管理することが事業戦略となる場合であり、主として、貸付金、売掛金等が対象と考えられる。これに対して、DP2 が契約キャッシュ・フローを回収することを目的として資産を保有する事業モデルの場合、貸付金、売掛金だけでなく、市場性のある債券もその対象に含まれ得る。このように、両者で対象範囲の異なっていると考えられる。
19. FASB は今後検討を続け、本年第 4 四半期に最終基準化を予定しているが、その前に、改訂案を公表して意見募集を行う予定である。

#### 金融資産を分類する基本的モデルの検討

20. DP2 では、分類及び測定に関する基本的モデルについて、特段のコメントは寄せられなかった。提案モデルは、現行の日本基準の分類モデルと比較して簡素化が図ることができ、また事業モデルをベースに分類を検討していくアプローチは、同じ契約や形態であっても企業の活動が将来キャッシュ・フローの予測に影響する点を明確にした手法であり、投資意思決定に対して有用な情報を提供すると考えられる。
21. しかしながら、DP2 公表以降、FASB は自身が 2010 年 5 月に公表した公開草案の分類・測定モデルの再検討を続けている。その中では、公開草案の FV-NI と FV-OCI の 2 区分モデルに対して、償却原価が追加された他、これらを区分する事業戦略の要件が DP2

( IFRS 第 9 号 ) の提案するモデルから離れる方向にある<sup>2</sup>。また、EFRAG から、DP2( IFRS 第 9 号 ) の基本的モデルの実務上の問題点に関する調査結果が公表されている<sup>3</sup>。

22. DP2 で提案したように、金融資産の分類にあたり、引き続き、金融資産を管理する事業モデルの要件及びキャッシュ・フロー特性の要件に基づくことが考えられるが、現状認識や委員会での発言等を踏まえ、DP2 の提案モデルを出発点としつつも、キャッシュ・フロー特性の要件と事業モデルの要件、特に、FASB の暫定決定との相違点について、分析を深めることとしたい。

(a) キャッシュ・フロー特性の要件

23. DP2 モデルと FASB の暫定決定モデルとの相違点については、17 項に説明のとおりである。主な特徴をまとめると以下のとおりである。

|       | DP2 ( IFRS 第 9 号 )  | FASB 暫定決定  |
|-------|---|--|
| 要件    | <ul style="list-style-type: none"> <li>契約条件により特定の日に生じるキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払に限られる。</li> <li>利息は、特定期間における元本残高に関する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>デリバティブでない。</li> <li>当初に債務者に移転され、満期時又は他の決済時に債権者に返還される金額があり、その金額は契約元本額を、取得時の割引額又は割増額で調整したもの。</li> <li>投資者が選択する場合を除き、投資者がその当初投資の実質的にほぼすべてを回収する。</li> </ul> |
| 要件の狙い | <ul style="list-style-type: none"> <li>関連する期間に利息収益を割り当てるのが適切な商品の範囲を定める。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業戦略の要件により分類を決定するための単純な金融商品の範囲を限定する。</li> </ul>   |
| 長所    | <ul style="list-style-type: none"> <li>実効金利法が適切となる金融資産の範囲を定めることになる。</li> <li>時間価値や信用リスクを反映しない要素が含まれる場合に</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>原価が貸借対照表価額として適切な範囲を定めることとなる。</li> <li>現行の取扱いを大きく変更することがない。</li> </ul>   |

<sup>2</sup> DP2 では、IFRS 第 9 号を基礎に検討を進める理由の 1 つに、分類・測定的基本的モデルが IASB 及び FASB で揃っていることを掲げていた。

<sup>3</sup> “ EFRAG study on Accounting for hybrid financial instruments ”

<http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/E97DAD2F-AE41-4C49-832C-263291606083/0/HybridinstrumentsFindings.pdf>

|          |  |  |
|----------|--|--|
|          | は、公正価値で測定することとなるため、複雑な取扱いは不要でモデルは簡素となる。  |  |
| 指摘される問題点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>プレーンな金利以外はレバレッジがあるものとして、金融資産全体が公正価値測定となるが、企業が想定するキャッシュ・フローの回収モデルと異なるとの指摘もある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>実効金利法との関係が明確でない。ただし、組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクと明らかに密接に関連していない組込デリバティブは分離されるため、実効金利法が適切でない商品があったとしてもその範囲は限定的との指摘もある。</li> </ul> |

24. DP2 の要件は、金融商品を基本的に公正価値で測定するものの、償却原価（実効金利法）が適切となるプレーンな金利を持つ商品の範囲を定めている。これにより、貸借対照表の残高だけでなく、損益計算書の側面も踏まえた会計処理の適切性と、プロジェクトが目指している分類・測定モデルの簡素化を達成している。
25. 一方で、DP2 のモデルに関しては、EFRAG から、償却原価の範囲がシフトすることにより、従来、IAS 第 39 号で償却原価の対象とされてきた商品が全体として公正価値測定となることが指摘されている。このような事例として、利払いの期間が利息の計算期間と一致しない次のような事例が掲げられている。
- (a) 金利は 3 カ月又は 6 か月の頻度で改訂され、少なくとも 1 年間の残存期間を有する上場固定利付証券の価格から得られる流通市場の利回りに連動する。
- (b) 金利は、12 か月ごとに改訂され、5 年のコンスタント・マチュリティー・スワップ・レートに連動する。
26. 上記の事例のように、時間価値と信用リスクの対価の考え方を厳格に解釈することから、場合によっては、市場の慣行のために、時間価値と信用リスクの対価の考え方のずれが起こる可能性もある。全体としての公正価値測定が、企業が想定するキャッシュ・フローの回収モデルと異なるとの指摘もあることから、レバレッジが重要でないとの要件を追加することも提案されている。
27. 一方で、FASB の暫定決定に従った場合、従来、IAS 第 39 号で償却原価の対象とされてきた商品は、事業戦略の要件次第だが、引き続き償却原価の対象となることが予想される。もし、商品の中にレバレッジの高いデリバティブが組み込まれている場合には、従来通り分離処理されるため、主契約部分には、影響が及ばない可能性が高い。



(Discussion Point)

- キャッシュ・フロー特性の要件に関する上記の分析や実務上の問題について追加すべき点はあるか。
- これらの分析を踏まえて、DP2 で提案したキャッシュ・フロー特性の要件に変更を加えるべき点はあるか。

(b) 事業モデルの要件

28. DP2 モデルと FASB の暫定決定モデルとの相違点については、18 項に説明のとおりである。主な特徴をまとめると以下のとおりである。

|       | DP2 ( IFRS 第 9 号 )  | FASB 暫定決定   |
|-------|---|---|
| 要件    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業モデルが契約キャッシュ・フローの回収を目的として資産を保有する場合には、償却原価。そうでない場合には、公正価値。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 償却原価:顧客の資金調達活動、貸付活動のため</li> <li>• FV-OCI : 総リターン最大化のため、金利リスク、流動性リスクの管理のため</li> <li>• FV-NI : 売却目的、積極的に公正価値で管理、モニター</li> </ul>  |
| 要件の狙い | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 実際のキャッシュ・フローが、主に契約キャッシュ・フローの回収から生じる可能性が高いかどうかを判断することを通じて、契約キャッシュ・フローを測定的基础とすべきか否かを確認。</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 契約キャッシュ・フローの回収を目的とする金融資産について、公正価値測定と償却原価測定の見解を併存させる ( FASB 公開草案 ) 。</li> </ul>   |
| 長所    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公正価値測定、償却原価測定 ( 実効金利法 ) が適切となる金融資産の範囲を定めることになる。</li> <li>• 分類の数が2つになり、また、対応する減損の方法が1つに減少している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2 分類に比べて、企業の活動の実態を反映する選択肢が広い。</li> <li>• 実効金利法が適用されるケースでも、公正価値測定となるケース ( FV-OCI ) と、顧客に対する貸付活動によるため償却原価となるケースを区別することで、企業の事業戦略をより反映すると考えられる。</li> <li>• 減損の方法は1つに減っている</li> </ul> |

|          |  |  |
|----------|--|--|
|          |  | (FV-OCI と償却原価で同じ)。   |
| 指摘される問題点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>分類が2つであり、実態判断により会計処理が大きく異なることとなる。</li> <li>売却頻度によっては、償却原価の範囲が制限的になるのではないかと懸念がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>分類数が多く、現行の分類・測定モデルからの簡素化にどのように寄与しているかが分かりにくい。</li> <li>金融機関の活動に焦点を当てた分類となっているのではないかと懸念がある。</li> </ul> |

29. DP2 のモデルでは、キャッシュ・フローの回収を目的として保有するか否かを要件としている。可能性の高い実際のキャッシュ・フローの発生方法が、契約キャッシュ・フローの予測の質に影響するとして、このような事業モデルの要件が設けられている。

30. なお、DP2 では、企業の事業モデルの目的が契約キャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有するというものであっても、企業はすべての金融資産を満期まで保有する必要はなく、金融資産の売却が生じて、事業モデルの要件が満たされる可能性はあるとされている。例えば、次のような状況が例示されている（DP2 A5 項）。

- (a) 資産の信用格付けが企業の投資方針で要求される格付けを下回るなどの理由により、金融資産がもはや企業の投資方針に合致しなくなった場合。
- (b) 予想デューレーション（保険会社における保険金支払の予想されるタイミング等）の変動や調達資金の増減を反映するために投資ポートフォリオを調整する場合。
- (c) 資本的支出のための資金調達をする必要がある場合。

しかし、あるポートフォリオにおける売却がしばしば実行される場合には、そうした売却が契約キャッシュ・フローを回収するという目的と整合しているか吟味する必要があるとされている。

31. 金融機関においては、前項(b)による商品の入替や調整が日常的に生じており、売却頻度の判断が会計処理に大きな影響を及ぼすとの指摘がある。

32. 一方で、FASB 暫定決定は、償却原価、FV-OCI、FV-NI の3区分を設けている。FASB は、公開草案時点では、FV-NI と FV-OCI のみだったが、コメントを受けて償却原価測定を追加した。これは、利用者サイドからも一部の事業戦略については、償却原価が適切であるとの回答があったことを受けている。

33. 31 項に掲げる売却頻度の問題については、FASB 暫定決定では、特段、要件とされていない。FASB 暫定決定では、金利リスクや流動性リスクの管理のために保有する金融資産は FV-OCI に区分されるが、こうした管理による商品の入替や調整は日常的に起こり得る。

34. また、FASB 暫定決定が 3 区分を設けている点について、金融商品の複雑なオペレーションを行っている金融機関と異なり、一般の事業会社では、3 区分まで必要かは疑問がある。また、分類数を減少させるプロジェクトの目的に沿っているとはいえず、むしろ従前の保有目的区分を微調整することの方が適切ではなかったかとの懸念も惹起させる。
35. なお、FASB 暫定決定における FV-OCI については、売却又は決済から生じる実現損益を純損益に反映させる（リサイクリング）OCI を純損益にリサイクリングすべきか否かは、金融商品を含めた横断的な論点として認識されており、別途、議論することが考えられる。

(Discussion Point)

- 事業モデルの要件に関する上記の分析や実務上の問題について追加すべき点はあるか。
- これらの分析を踏まえて、DP2 で提案した事業モデルの要件に変更を加えるべき点はあるか。

以上

**Appendix 1 関連コメントの概要とその対応（案）**

**「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に対するコメント**

以下は、金融商品会計基準の見直しに関する全般的なコメントであり、金融資産の分類及び測定の基本モデルに言及するコメントは特段なかった。

| 項目                            | コメントの概要  | コメントへの対応（案） |
|-------------------------------|--|-------------|
| <b>1. 全般的な事項</b>              |  |             |
| 1) IFRS9 をベースとすることを支持する。      | IFRS 第9号を基礎として金融資産の分類及び測定に関して検討する方向性について賛成する。IFRS 第9号は国際財務報告基準として既に確定しているため、これを基礎とすることはコンバージェンスの観点から望ましいと考える。  |             |
| 2) IFRS9 へのコンバージェンスを行うべきでない。  | I A S B が 2009 年 11 月 12 日に公表した I F R S 9 は E U の承認が終了しておらず、会計基準として不整合を抱えたままである。これに加え、I F R S 9 に規定される「ビジネスモデル要件」はバーゼル銀行監督委員会（B C B S）が昨年 12 月 17 日に公表した「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」( 原題：International framework for liquidity risk measurement, standards and monitoring ) に示された L C R、N S F R に基づく銀行の監督に基づき、我が国の金融機関が保有する運用有価証券の大部分は公正価値の変動を P / L に計上するという現行の売買目的有価証券と類似した会計処理を取らざるを得なくなる可能性がある。従って、そもそもこのような低品質かつ不整合を抱えた会計基準へのコンバージェンスを行うべきではない。 |             |
| 3) 今後の国際的な審議の動向を踏まえ、慎重に検討すべき。 | 国際会計基準審議会（IASB）では、国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」の重要な構成要素である「償却原価及び減損」および「ヘッジ会計」等が基準化の途上であるほか、米国財務会計基準審議会（FASB）が公表した包括的な金融商品会計に関する公開草案もIFRS第9号とは内容が大きく異なるものとなっており、金融商品会計に係る世界の潮流は未だ方向性が定まっていない。<br>このように、本検討状況の整理がコンバージェンスの対象としている IFRS 第9号の最終基準の方向性が流動的な状況にあることを踏まえると、わが国の金融商品会計基準の見直しに当た   |             |

| 項目                                 | コメントの概要   | コメントへの対応（案） |
|------------------------------------|---|-------------|
|                                    | <p>っては、今後の国際的な審議の動向を踏まえ十分な検討が必要である。加えて、公開草案の公表や最終化された基準の適用時期については、慎重に検討すべきであるとする。</p>   |             |
| <p>4)IFRSの基準との整合性に傾倒した説明に強い反対。</p> | <p>本会としては、資産負債アプローチへ向かう方向性と、それに伴う時価主義への移行という大きな流れの中で、この金融商品会計基準の改訂作業の位置づけを捉えている。このような基準改定を進めてゆくことが、財政状態計算書の表示内容の投資情報としての有用性を高めることに繋がると考えられていることから、今般の検討状況整理で提案された基準改定の方向性について、全体としては賛成する。</p> <p>しかしながら本会は、本検討状況整理における検討の背景の記述には、全体として強い反対意見を表明する。</p> <p>本検討状況整理において示された検討の背景においては、IFRSとのコンバージェンスが進められてきた旨が経緯として述べられているとともに、個別の提案内容については、IFRSの基準との整合性に傾倒した説明がなされているように感じられる。</p> <p>しかし、この策定を中心的に行っているのが我が国の基準設定主体であり、最終的に策定・公表されるものが我が国の会計基準である限り、より我が国の現状に根差し、我が国固有の状況について触れられた検討の背景が示されるべきではないだろうか。</p> <p>ASBJにおかれては、その我が国を代表する明晰な英知を存分に活用され、基準設定主体としての役割を十二分に果たされるときともに、我が国の財務報告の適正化に向けてご尽力されることを切に願う次第である。</p> |             |

| 項目  | コメントの概要  | コメントへの対応(案) |
|---|--|-------------|
| <p>5) 現状の日本基準の問題点・課題等を企業の実態に即して検討するという観点も十分に踏まえるべき。</p> | <p>会計基準について議論する際、国際的な調和が必要であることは理解するものの、わが国の会計基準である以上は、現状の日本基準の問題点・課題等を企業の実態に即して検討するという観点も十分に踏まえて、検討を進めるべきである。</p> <p>また、ASBJのプロジェクト計画表上、本件に関する公開草案は、来年の第3Q(7月~9月)公表とされており、その他の包括利益の表示について個別財務諸表へ適用するか否かを判断する時期と近接している。したがって、個別財務諸表においてその他の包括利益を表示するケース及び表示しないケースの取扱いについて、予め検討しておく必要がある。この点は、本件の他、金融負債の信用リスク部分、ASBJ退職給付公開草案のステップ1、IASB退職給付EDも同様の論点があるため、これらについての方向性を整理・検討することも併せて要望する。</p> |             |
| <p>8. いわゆる OCI オプションの対象範囲(第30項ただし書き、第105項~第106項)</p>    |  |             |
| <p>6) OCI オプションの対象を株式とすることに同意する。</p>                    | <p>将来的に資本性金融商品の定義を設けることを前提として、OCI オプションの適用対象を株式(及びその他の出資持分に関する権利)とすることに賛成する。但し、出資証券や出資金といった適用対象となり得るその他の具体例についても例示列挙することが望ましいと考える。また、新株予約権がOCI オプションの適用対象となるか否かについても明示されることが望ましいと考える。</p>  |             |
| <p>7) 債券、投信等にもOCI オプションを設けるべき。</p>                      | <p>株式に限らず債券や投資信託等に、幅広くOCI オプションを選択可能とすべき</p> <p>本検討状況の整理は基本的にはIFRS 9号を基礎とした内容になっており、企業のビジネスモデルと契約キャッシュ・フローをベースに「公正価値」と「償却原価」の二区分に分類することが提案されている。公正価値の事後的な変動をOCIで認識することを選択する(以下「OCI オプション」とする)取扱いは存置されているが、その対象は株式のみとされている。</p> <p>この場合、現行会計基準において「公正価値(売買目的有価証券)」と「償却原価(満期保有目的有価証券)」の中間的な性格を有する「その他有価証券」に分類されている株式以外の金融資産の多くが、「公正価値」に分類されることとなり、公正価</p>                                    |             |

| 項目                                  | コメントの概要  | コメントへの対応（案） |
|-------------------------------------|--|-------------|
|                                     | <p>値変動を純利益に反映する資産が拡大することになる。つまり、売買目的以外で保有する金融資産の公正価値変動を本業の収益を表わす純利益に反映することになり、財務諸表の利用者に有用な情報を提供しない。従って、株式に限らず債券や投資信託等に、幅広くOCIオプションを選択可能とすべきだと考えている。</p>  |             |
| <p>8) OCI オプションの対象は資本性金融商品とすべき。</p> | <p>検討状況の整理ではいわゆる OCI オプションを適用することができる金融商品として、法的形態に依拠して株式並びに出資証券及び出資金が考えられるとしている。しかし、現在では法的形態は株式であっても経済的実態は極めて債券に類似した金融商品が存在するなど、法的形態を重視しすぎることは却って金融商品の実態に沿った指定が不可能になる危険があると考えため、例えば IAS32 号の資本性金融商品の考え方を基礎に OCI オプションの範囲を検討することを検討すべきと考える。</p> |             |
| <p>9) OCI オプションの指定に関するガイダンスは不要。</p> | <p>OCI オプションの対象となる資本性金融商品（あるいは株式）を限定するような特別なガイドラインは必要なく、企業の任意とすべきであると考え。</p>   |             |
| <p>10) 想定される対象についてガイダンスを追加すべき。</p>  | <p>OCI オプションについて、第 104 項の(2)対象の指定を任意とする場合、投資の価値の増加のためではなく、契約に基づかない便益のために資本性金融商品を保有する場合を想定して認められているものであるが、幅広い選択が行われることも考えられるため、想定される対象についてガイダンスを追加していただきたい。</p>   |             |

**Appendix 2 金融資産に関する FASB の分類・測定モデル (8月3日時点の暫定決定)**

FASB では、金融資産に関する分類・測定モデルについて、次のような暫定決定が行われている (第 84 回金融商品専門委員会 (6月22日) にて説明)。

- (a) 金融商品の分類と測定は、金融商品の特性と企業の事業戦略の両方に基づいて決定される。金融資産の分類と測定は三つのカテゴリーに区分される。
- (b) 金融商品の特徴の要件では、次の負債性金融商品 (debt instrument) の特徴を備えているか否かを判断する。特徴を備えていない金融商品は公正価値で測定され、その評価差額はすべて当期純利益で認識される。

トピック 815 (デリバティブとヘッジ) のガイダンスに従う金融デリバティブ商品ではない。

当初に債務者 (発行者) に移転され、満期時又は他の決済時に債権者 (投資者) に返還される金額があること。なお、その金額は契約の元本金額を、取得時点におけるディスカウント又はプレミアムにより調整したものである。

当該負債性金融商品は、投資者自身の選択によって行う場合を除き、契約上、投資者がその当初投資の実質的にほぼすべてを回収するのではないような方法で期限前償還又は決済されない。

- (c) 負債性金融商品 (debt instrument) について、個別の金融商品に対する企業の意図に基づいてではなく、企業が、金融商品を管理するために用いている事業活動に基づいて金融商品を分類する。すべての金融資産を次の三つの区分のうち、次のどれかに分類しなければならない。

## 償却原価

事業活動が以下の条件にすべて合致する金融資産。

- i) 商品の取得又は組成時点において、顧客に対する貸付活動や顧客からの借入活動からの商品を管理することが事業戦略であり、これらの活動は、第一に、借入人 (貸付人) からの契約 CF の実質すべての回収に焦点を当てている。
- ii) 潜在的な信用損失の顕在化が取引相手に生じてしまった場合、金融商品の保有者は、相手先との交渉によって、契約 CF の調整をすることで、金融商品の信用リスクを管理する能力を持っている。金融商品の売却又は決済は、悪化する信用から生じる損失を最小にするための状況下に制限される。



- iii) 取得時点で、売却を前提に金融資産を保有するものでない。

FV-OCI

事業活動が以下の条件にすべて合致する金融資産。

- i) 事業活動の中で取得される金融資産に対する企業の事業戦略は、取得時点で、当該企業の資金を次のいずれかに投資するものである。
- 契約CFを回収又は金融資産を売却することで、リターン全体を最大にすることを目的とする投資である。
  - 企業が金融資産を保有又は売却することで、金利又は流動性リスクを管理することを目的とする投資である。
- ii) 取得時点で、売却を前提に金融資産を保有するものでない。

FV-NI

金融資産に対する企業活動が、次の状態のいずれかに合致する場合。

- i) 取得時点で、資産を売却する目的で保有する。
- ii) 金融資産が公正価値ベースで積極的に管理されているか又は内部的に監視されている。しかしFV-OCIの要件は満たさない。